# 外来医療計画(素案)に対するご意見への対応

### 1. 意見に基づき素案の修正を行う事項

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応	
1	(島根県保険者協議会)	ご意見を踏まえ、内容が分かるよう下記の記載に修正します。(p.1)	
	第1章 基本的事項		
	第 1 節 外来医療計画の全体	変更前          変更後	
	像(1)経緯	<ul><li>○外来医療に係る医療提供体制の構築にあた</li><li>○外来医療に係る医療提供体制の構築にあた</li></ul>	
	4 行目と 7 行目の「外来医	っては、地域包括ケアシステムの構築に資っては、地域包括ケアシステムの構築に資	
	療と在宅医療を切れ目なく提	するような取組を行っていくことが重要でするような取組を行っていくことが重要で	
	供する」「在宅医療の 24 時間	す。例えば、高齢化に伴い、慢性疾患を抱えす。例えば、高齢化に伴い、慢性疾患を抱え	
	体制を支えるためにグループ	ながらも住み慣れた場所での療養を希望すながらも住み慣れた場所での療養を希望す	
	診療に関する取り組みを行	る患者が増えることが見込まれるため、 る患者が増えることが見込まれるため、	
	う」について、言葉の意味等	<u>外来医療と在宅医療を切れ目なく提供する</u> <u>外来通院が困難となった場合にも、自宅等</u>	
	解説があると分かりやすいと	<u>ことや、</u> <u>での在宅医療を切れ目なく提供すること</u>	
	考える。	<u>**</u>	
		○在宅医療の 24 時間体制を支えるために_ ○在宅医療の 24 時間体制を支えるために、 <u>地</u>	
		<u>域の患者を複数の医師が共同で担当するこ</u>	
		グループ診療に関する取組を行う <u>とによる</u> グループ診療に関する取組を行う	
		ことや	

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応	
	(島根県保険者協議会)	ご意見を踏まえ、医療機器の共同利用に関し情報ネットワークシステムの活用について、下記の記載を	
	第3章 医療機器の効率的な	追加します。(p.21)	
	活用		
	「共同利用のネットワーク	変更前	変更後
	を通じて病院と診療所間の検	(3) 医療機器の共同利用について	(3) 医療機器の共同利用について
	査予約システムを構築すると	○共同利用計画の策定	○共同利用計画の策定
	ともに、必要に応じて治療方	医療機器の効率的な活用を図るため、区域ご	医療機器の効率的な活用を図るため、区域ご
	針の相談等も行うことにより	とに共同利用の方針を定め、医療機関が新規に	とに共同利用の方針を定め、医療機関が新規に
	医療の質の向上につなげてい	医療機器を購入する場合 (更新時も含む) は、共	医療機器を購入する場合(更新時も含む)は、共
	く」の文章を盛り込んでもら	同利用計画書の提出を求め、協議の場において	同利用計画書の提出を求め、協議の場において
	いたい。	確認を行うこととします。また、共同利用を行	確認を行うこととします。また、共同利用を行わ
		わない場合については、共同利用を行わない理	ない場合については、共同利用を行わない理由
2		由について協議の場で確認することとします。	について協議の場で確認することとします。
		*共同利用には画像診断や治療における病病・	*共同利用には画像診断や治療における病病・
		病診・診診連携による患者紹介による活用も含	病診・診診連携による患者紹介による活用も含
		みます。	みます。
			○島根医療情報ネットワーク(愛称:まめネッ
			ト)を活用した情報共有・連携
			まめネットの予約システムや情報共有機能を
			活用し、効率的な共同利用を推進してまいりま
			す。

### 2. 意見に基づき素案の修正は行わないが、今後の施策の参考とする事項

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応
3	(島根県保険者協議会) 第1章 基本的事項 第5節 外来医師多数区域の設定 大田圏域は、外来医師多数区域に設定されているが、医師確保計画における医師偏在指標によると医師少数区域に設定されている。 このことについて追記する必要があると考える。	医師確保計画における医師偏在指標には病院及び診療所に関するデータが用いられております。一方、外来医師偏在指標には診療所のみに関するデータが用いられており、それぞれの指標の算出方法は異なったものとなっており、それぞれの区域設定には直接の関連はありません。
4	(島根県保険者協議会) 第1章 基本的事項 第5節 外来医師多数区域の設定 医師の年齢構成が考慮されていない。高齢医師が多数と思われる 5年後10年後どうするのか。また、浜田地域は広島に近く、流出患 者も多数あると思われる。人口減少のため外来医師多数となってい るのではないか。実感と異なるため、課題としてあげておいた方が 良いと考える。	p. 5 に記載しているとおり外来医師偏在指標には医師の年齢分布、患者の流出入、人口が勘案されております。また、外来医療計画は、計画期間が初回は令和2 (2020) 年度から令和5 (2023) 年度までの4年間、以降3年ごとに見直すことになっております。中長期的にはご指摘の医師の高齢化等の課題について現状と課題の中に記載しており、今後も議論を進めてまいります。

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応
5	(パブリックコメント) 新しい項目「医師の高齢化と後継者不足について」の新設を希望する。 外来医療計画において開業医の高齢化と後継者不足が問題であることが記載されているがその施策の記載がない。 島根県医師会や各郡市医師会の意向を確認し、希望があれば協動して医業継承する取組の記載を求めたい。 また、島根県には多数の国保診療施設があるが、後継者は基本的に自分自身で確保することが求められている。国保診療所では総合診療医をはじめ多くのニーズがある。それを担える医師を継続的に育成する方策の記載をお願いしたい。	外来医療計画では医師の医業継承、国保診療施設についての取組は取り上げておらず、医師確保計画の中での検討内容となりますが、考え方については下記のとおりです。 診療所医師の高齢化と後継者不足については、医師確保計画においても「第2章 医師確保対策の状況 1 現状と課題 (1)総論」において「●県内医師の年齢構成を見ると、65歳以上の医師が全体の19%を占め、特に診療所医師では36.6%となっており、高齢化と後継者不足が引き続き課題となっています。」と記載しています。  また、診療所医師の高齢化と後継者不足に対する施策は、「第3章 医師確保計画の方針・施策の方向」 6 施策の方向 (11)へき地医療を支える医師の確保」において、診療応援等の連携体制強化を支援することとしています。  本計画の策定にあたり、診療所の事業継承の検討や施策が十分なされていない状況にありますが、ご指摘のとおり、診療所の閉院や後継者不足などの問題は、県医師会とも意見交換し検討していく課題と考えております。  国保診療所の医師確保は、設置主体の市町村も含めて検討する課題と考えております。

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応
6	(島根県保険者協議会) 第3章 医療機器の効率的な活用 (3) 医療機器の共同利用について 方針案では新たに購入(更新)する医療機器について共同利用計画 書を作成(協議)することになっているが、かかりつけ医等との連 携強化、将来的な人口動態を踏まえた効率的な医療資源の活用によ る医療費適正化及び患者の利便性向上等の観点から、現在稼働中の 医療機器についても共同利用計画書の作成(協議)が必要と考える。	現在稼働中の医療機器について共同利用計画書の作成までは求めませんが、今後も各圏域に記載があるように効果的に利用できるよう、連携を図っていくことで対応しております。

## 3. 圏域の素案に対する意見等

No	浜田圏域外来医療計画に対する意見の概要	意見に対する考え方・対応
7	(健康保険組合) 外来医師多数区域 ⇔ 実感 と異なる。 外来医療の機能分化、役割が地域で定着していない。上手な医療のかかり方、かかりつけ医、夜間・休日診療、電話相談の活用など、周知・広報が必要と感じる。医師の働き方改革も考慮。	浜田圏域は、国の設定した基準(外来医師偏在指標)に基づいて計算すると、上位33.3%に該当する二次医療圏となるので外来医師多数区域となります。 各市の地域包括ケア推進会議などの場を通じて上手な医療のかかり方等の取組を検討し、周知に努めてまいります。

#### 4. その他

・時点修正、誤字脱字等指摘箇所について、訂正します。